



German Income Tax 2021

ドイツ個人所得税の基礎

KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

ミュンヘン日本人会セミナー

—

24. March 2022

Agenda

1

個人所得税の概要

Page 03

2

所得の種類

Page 10

3

税率の決定・税額調整

Page 14

4

課税対象所得

Page 27

5

所得税申告

Page 38

6

その他の問題点

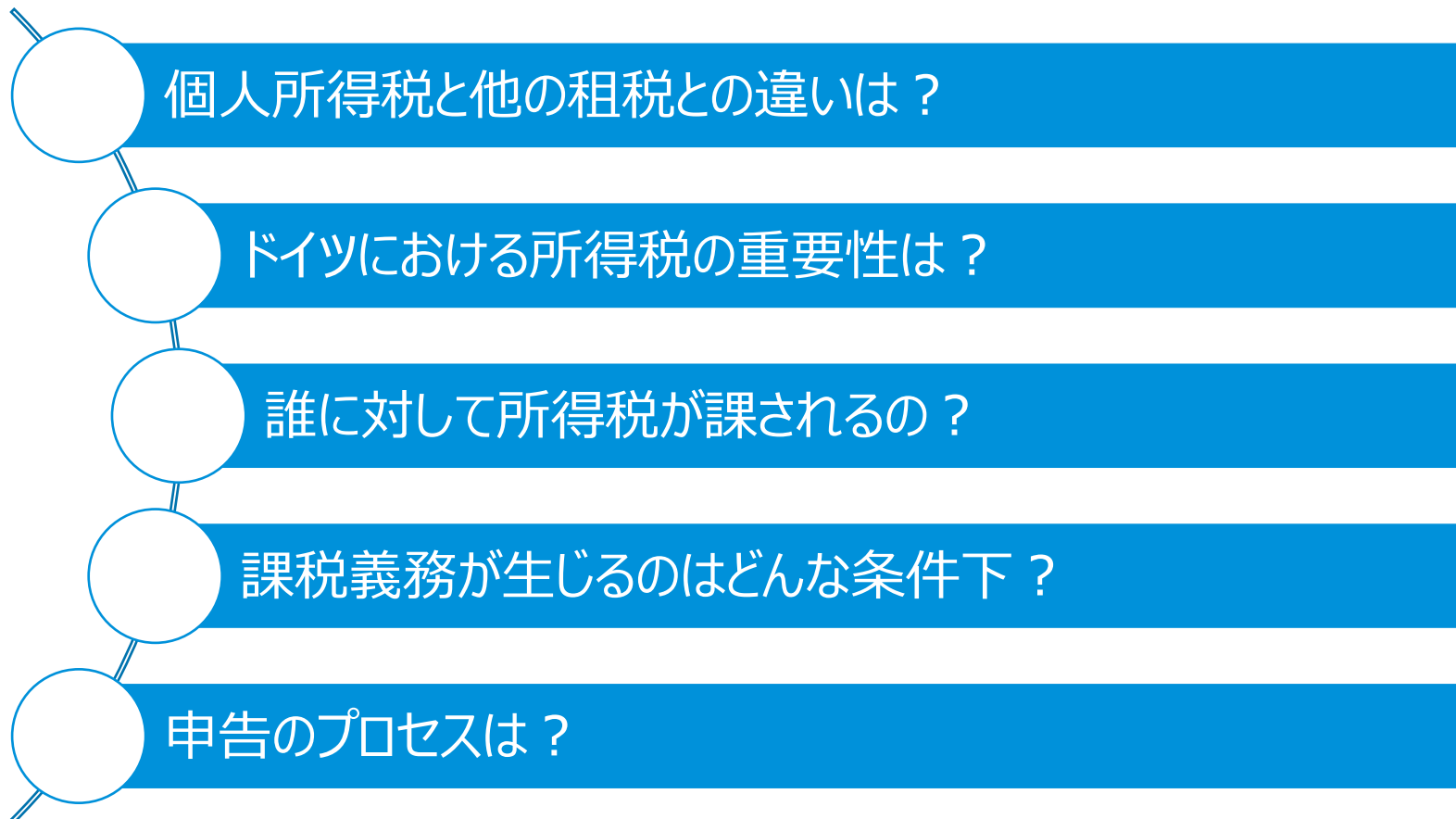
Page 46

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。



個人所得税の概要

1. 個人所得税の概要



1. 個人所得税の概要

他の租税との違いは？

	所得税(EST) Einkommensteuer	法人税(KSt) Körperschaftsteuer	売上税/VAT(UST) Umsatzsteuer
課税対象	個人の所得 (個人所得税)	法人の所得 (法人所得税)	財貨、役務の取引 (付加価値税、消費税)
直間区分	直接税 (納税者 = 税負担者)	直接税 (納税者 = 税負担者)	間接税 (納税者 ≠ 税負担者)
申告対象期間	暦年 (1月1日から12月31日の期 間で申告)	事業年度 (決算日の年度で申 告)	暦年 (事業年度と無関係に暦年 で申告)
特別な徴収形態	賃金税 (Lohnsteuer)、資本収 益税 (Kapitalertragsteuer)	資本収益税 (Kapitalertragsteuer)	輸入売上税 (Import Tax = Einfuhrumsatzsteuer)
連帯付加税の対象	Yes/No (所得税額の5.5%)	Yes (法人税額の5.5%)	No
会社の負担関係	会社は税の負担者ではないが、賃 金税の源泉徴収義務を負う。	会社自身が納税義務者。会社の 利益に対する租税としては、他に 営業税もある。	原則的に会社 (事業者) にとっ ては仮受、仮払のため収支への影 響はない。

連帯付加税は2021年より一部の高額所得者を除き、個人所得税に対し課されなくなった (一般納税者向け減税として効果大！)

1. 個人所得税の概要

税収に占める割合

	2016		2017		2018		2019		2020	
	Mio. €	%	Mio. €	%	Mio. €	%	Mio. €	%	Mio. €	%
売上税 (輸入売上税を含む)	217.090	30,8%	226.354	32,1%	234.800	33,3%	243.256	34,5%	219.484	31,1%
賃金税	184.826	26,2%	195.524	27,7%	208.231	29,5%	219.660	31,1%	209.286	29,7%
所得税 (賃金税を含まない)	53.833	7,6%	59.428	8,4%	60.415	8,6%	63.711	9,0%	58.982	8,4%
法人税	27.442	3,9%	29.259	4,1%	33.425	4,7%	32.013	4,5%	24.268	3,4%
営業税	50.097	7,1%	52.872	7,5%	55.852	7,9%	55.419	7,9%	45.295	6,4%
その他										
税収合計	705.791	100,0%	734.513	100,0%	776.263	100,0%	799.308	100,0%	739.704	100,0%

https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/Steuerschaeztungen_und_Steuereinnahmen/Steuereinnahmen/entwicklung-der-steuereinnahmen.html

1. 個人所得税の概要

誰に対し納税義務が発生する？

所得税の納税義務

- **自然人**：生存中の人間。国籍、年齢、性別、家族構成、所得などには無関係
- **法人**：法人格を持つ団体（GmbH、AGなどの資本会社）は法人税として納税義務を負う
- **人的会社**（KG、OHGなどのパートナーシップ）は構成する社員（自然人）のレベルで所得税の納税義務を負う（オプション制度など例外あり）

納税義務の種類

- **無制限納税義務**：ドイツに居住、または恒常的に滞在する人 ⇒ **全世界所得が課税**
- **制限納税義務**：ドイツに居住も恒常的滞在もしていないがドイツ国内源泉の所得がある人 ⇒ **ドイツ国内源泉の所得にのみ課税**
(通常、租税条約により課税権の配分、または外国税額控除が行われ、二重課税が回避される)

居住あるいは恒常的滞在

- **居住**：住居の維持（賃借・所有）、複数の場所で居住が可能
- **恒常的滞在**：6ヶ月を超える滞在（短期の不在は考慮されない）

1. 個人所得税の概要

課税対象と所得税の計算

課税対象

- 所得税法で定義された所得、法令規定により免税となる所得もある
- 所得税法で定義されていない所得は課税の対象外（相続や贈与など）

所得の種類

7つの所得区分（日本は10種類）

所得税の計算

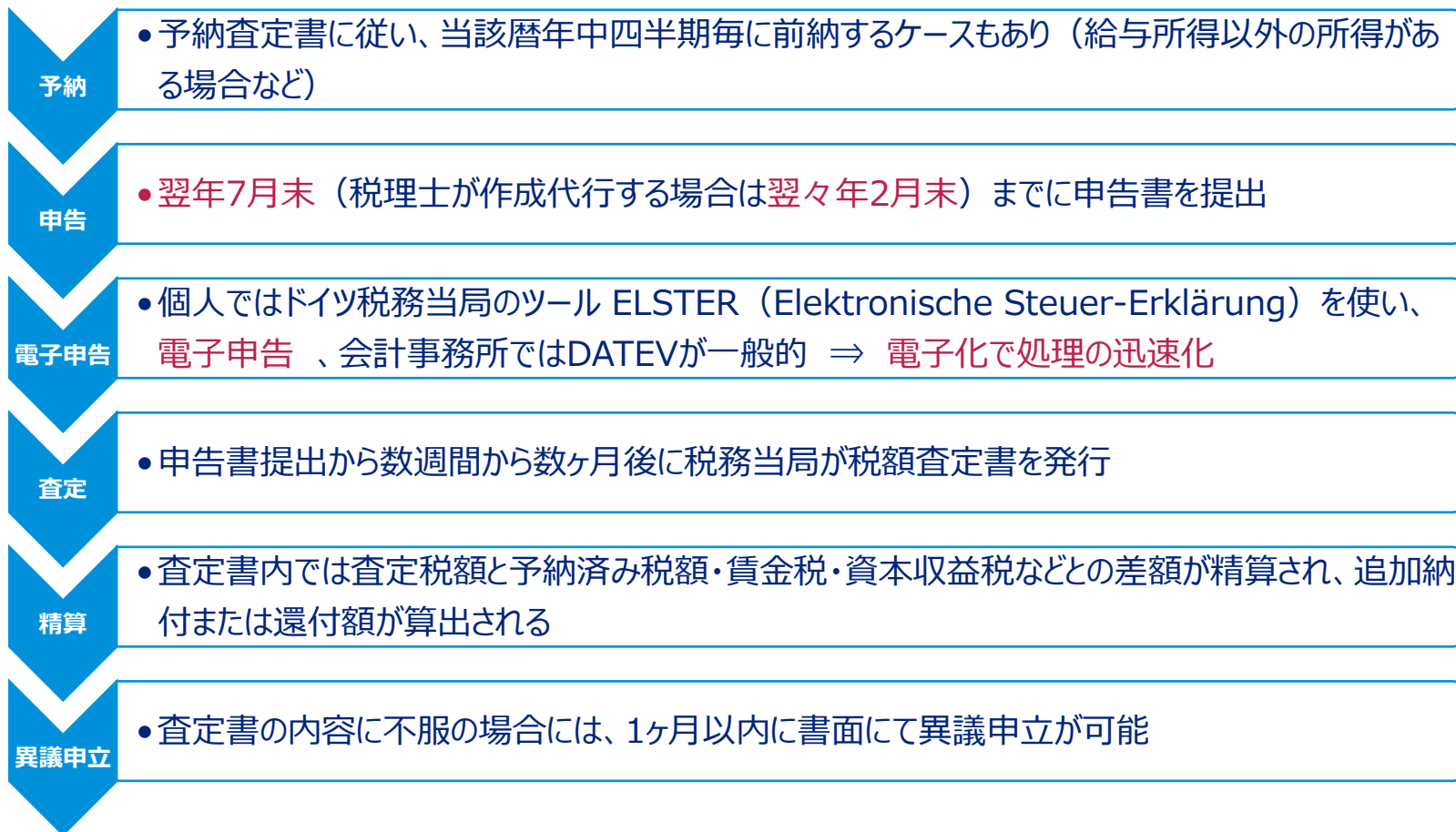
- 7つの種類の所得（損益あるいは収支残）を暦年ベースに集計
- 一定の控除を考慮して、課税対象所得（課税標準）を算出
- 規定の計算に基づき税額を計算

申告・納付

- 所得申告、査定、査定結果に基づく納付・還付

1. 個人所得税の概要

申告のプロセス





所得の種類

2. 所得の種類



ドイツの所得はどのように区分されているか？

それぞれの所得における計算方法は？

すべての収入が税務上の所得か？

所得税の対象とならない収入がある？

2. 所得の種類

所得の分類

所得分類	課税対象	計算方法
1. 農林業所得（13-14a条）	利益/損失	✓ 年度末の事業用資産の増減比較（バランスシート の純資産比較） ✓ または収益（益金）と費用（損金）の差額
2. 事業所得（15-17条）		
3. 自由業所得（18条）		
4. 給与所得（19条）	収支残 （益/損）	✓ 収入と支出の差額
5. 資本投資所得（20条）		
6. 賃貸所得（21条）		
7. その他の所得（22-23条）		

（必要経費は、所得の取得、確保、保全の為の出費であり、各々の所得分類にて控除される）

2. 所得の種類

所得の分類

その他の所得も一定の範囲で定義あり

- 代表的な例：年金、投機益（個人的売却益：不動産10年以内、その他12ヶ月）など（株式などの売買益は現在はこのカテゴリーではない）
- 他の6つの分類に属さない所得の全てが「その他の所得」とみなされる訳ではなく、所得税法22、23条に挙げられているもののみが対象

七つの所得分類に属さない所得は所得税の課税対象外

- 相続・贈与、宝くじ・懸賞金など
- 投機益に該当しない売却益（購入から10年以上経過後の不動産売却益や1年以上経過のその他の資産売却益など）

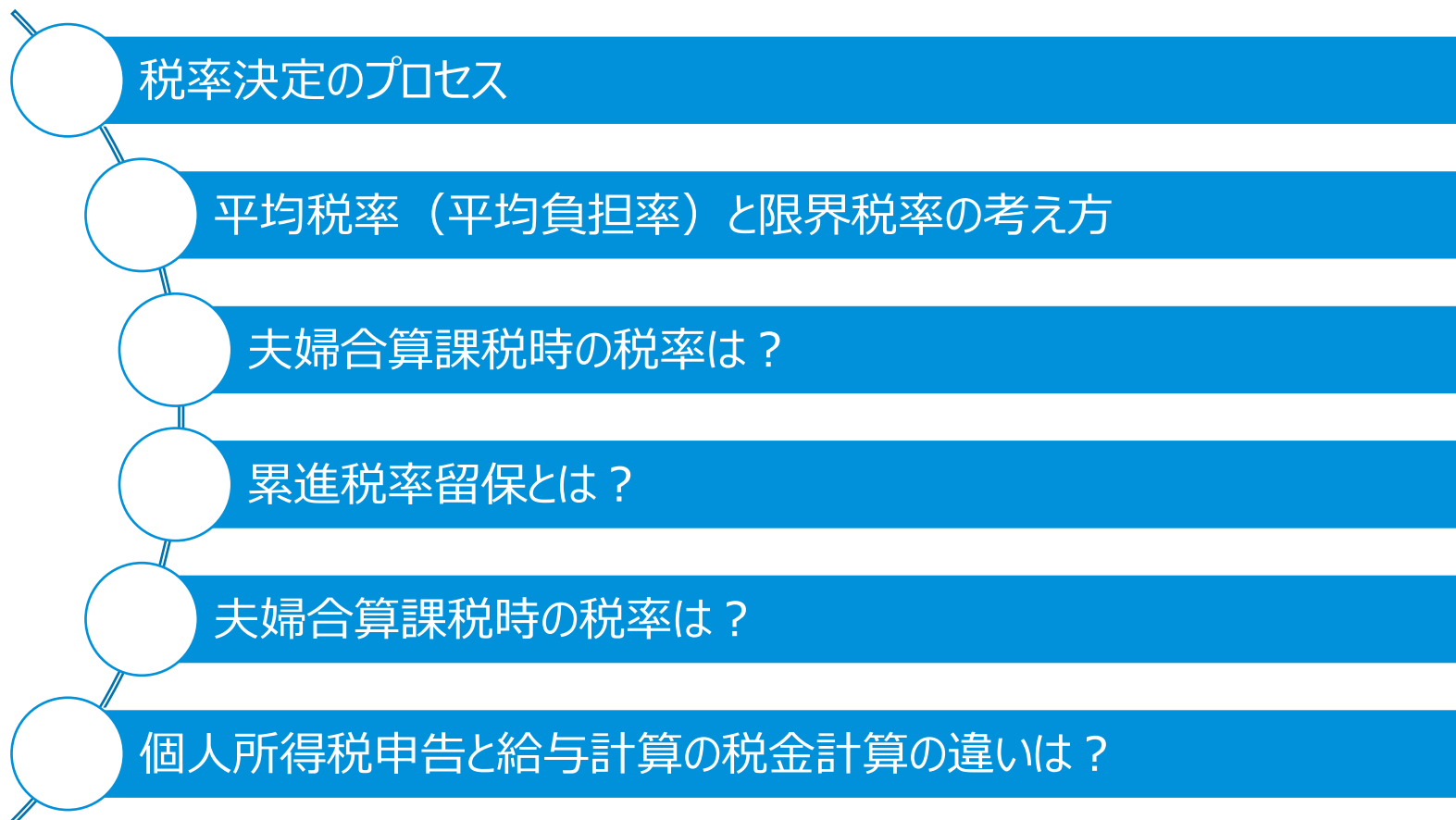
特定の所得・収入に対しては免税規定が存在

- 一定範囲内の、保険金、失業手当、生活補助金、休祭日・深夜手当、など



税率の決定・税額調整

3. 税率の決定・税額調整



3. 税率の決定・税額調整

税率決定のための留意点

累進税率	所得に応じた税負担（14% - 45%の限界税率）
基礎控除額	非課税限度額： 2021年：9,744ユーロ、2022年：9,984ユーロ（現在、連邦財務省による10,347ユーロへの引き上げ草案あり）
最低税率	基礎控除額を超える所得に対して適用開始される（限界）税率 2009年以降：14%
最高税率	2005-2006年：42%、2007年以降：45% 1990-1999年の53%以来、段階的に減少したが、2007年に富裕税として45%に再上昇、現在までこの水準を維持
税額表	個別課税 (Grundtabelle) : 独身、単身赴任者、または配偶者同伴であるが個別課税を希望する場合に適用 合算課税 (Splittingtabelle) : 配偶者とともにドイツの居住者の場合に適用 夫婦の所得を合算しその半額に対する税額が2倍される



3. 税率の決定・税額調整

平均税率（平均負担率）と限界税率

平均税率（平均負担率）

- 年間所得に対する年間税額の負担率（例：所得100,000ユーロに対する所得税は32,863ユーロとなり、平均税率は32.86%）
- 実際の税負担を表す、国別税負担比較などに利用される
- 最高平均税率は、所得増加に従い、45%に近づく

限界税率

- 1ユーロの所得増加に対し、その増加分に対して課される税率
- 累進課税のベースになる税率
- 所得増加に対して税負担がどの程度か検討する場合や税務調査で追徴額を計算する際に重要



3. 税率の決定・税額調整

累進課税のシステム（限界税率の変化）

ゾーン	詳細	対象となる課税所得
1	基礎控除にあたる部分。この領域の所得は非課税となる。	9,744ユーロ以下 19,488ユーロ(合算税額表)
2	最低限界税率 14% から課税が開始され、一定のリズムで税率が上昇する。このゾーンの限度額では限界税率が 約24% に達する。	9,745～14,753ユーロ
3	引き続き累進課税。このゾーンでは最終的に限界税率 42% に達する。	14,754～57,918ユーロ
4	既に一般最高限界税率に達している為、 42% が適用される。	57,919～274,612ユーロ
5	さらにこの領域では裕福層への課税として 45% が適用される。	274,613ユーロ以上 549,226ユーロ（合算税額表）



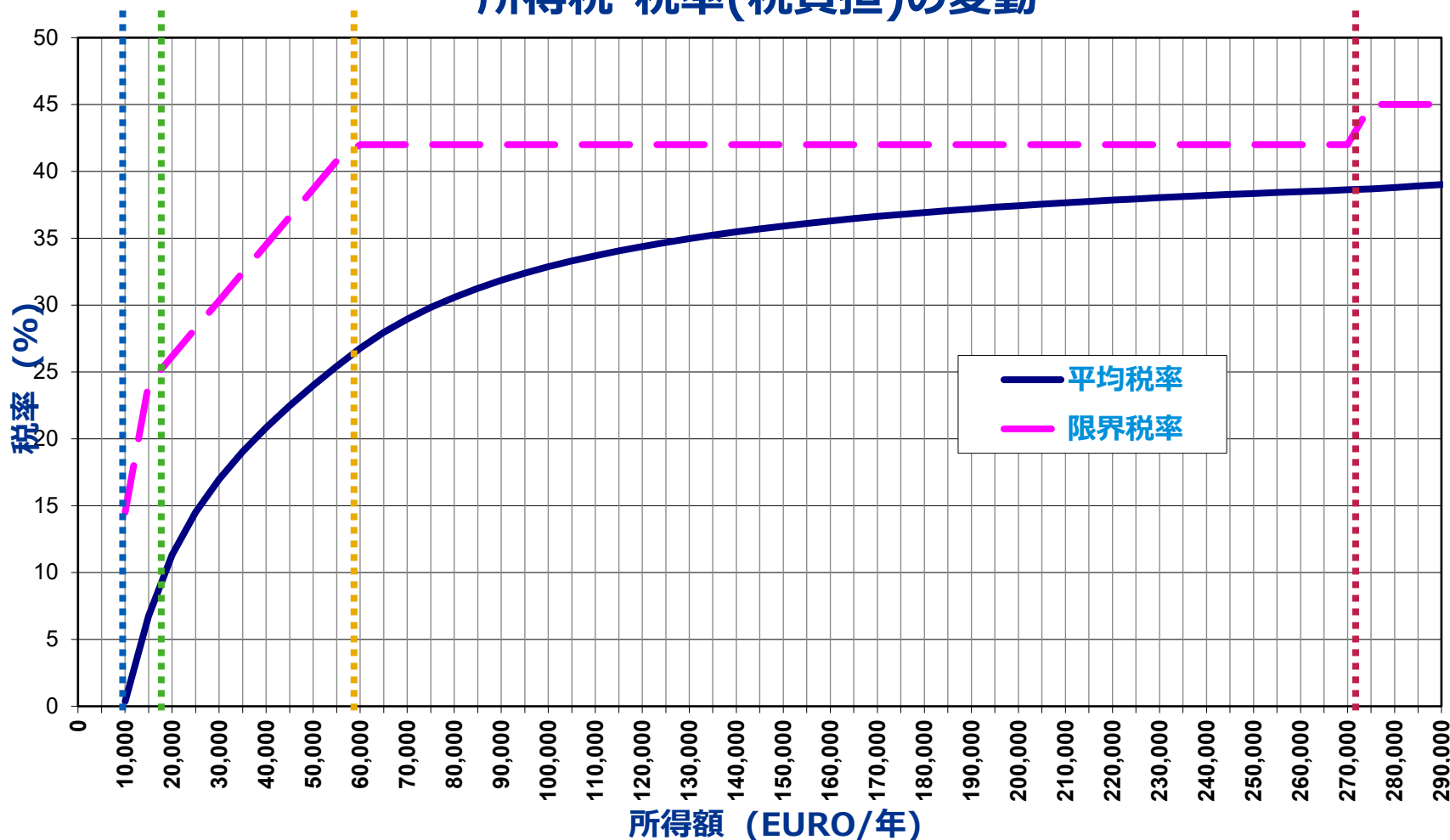
3. 税率の決定・税額調整

年間課税 所得(EURO)	個別課税			合算課税		
	所得税額	平均税率	限界税率	所得税額	平均税率	限界税率
7.000	0	0,00%	0,00%	0	0,00%	0,00%
10.000	36	0,36%	14,50%	0	0,00%	0,00%
20.000	2.266	11,33%	26,20%	72	0,36%	14,50%
30.000	5.091	16,97%	30,30%	2.020	6,73%	24,10%
40.000	8.333	20,83%	34,50%	4.532	11,33%	26,20%
50.000	11.994	23,99%	38,70%	7.252	14,50%	28,20%
60.000	16.063	26,77%	42,00%	10.182	16,97%	30,30%
80.000	24.463	30,58%	42,00%	16.666	20,83%	34,50%
100.000	32.863	32,86%	42,00%	23.988	23,99%	38,70%
120.000	41.263	34,39%	42,00%	32.126	26,77%	42,00%
140.000	49.663	35,47%	42,00%	40.526	28,95%	42,00%
160.000	58.063	36,29%	42,00%	48.926	30,58%	42,00%
180.000	66.463	36,92%	42,00%	57.326	31,85%	42,00%
200.000	74.863	37,43%	42,00%	65.726	32,86%	42,00%
300.000	117.625	39,21%	45,00%	107.726	35,91%	42,00%
400.000	162.625	40,66%	45,00%	149.726	37,43%	42,00%
500.000	207.625	41,53%	45,00%	191.726	38,35%	42,00%
600.000	252.625	42,10%	45,00%	235.250	39,21%	45,00%

3. 税率の決定・税額調整

2021年を
ベース

所得税-税率(税負担)の変動



3. 税率の決定・税額調整

累進課税のシステム（限界税率に基づく課税）

所得税法32a条に基づく所得税算出方法

- a) € 9,744まで 所得税 = 0
- b) € 9,745から € 14,753まで 所得税 = $(995,21 * y + 1.400) * y$
 $y = (\text{課税所得} - 9.744) / 10.000$
- c) € 14,754から € 57,918まで 所得税 = $(208,85 * z + 2.397) * z + 950,96$
 $z = (\text{課税所得} - 14.753) / 10.000$
- d) € 57,919から € 274,612まで 所得税 = $0,42 * \text{課税所得} - 9.136,63$
- e) € 274.613以上 所得税 = $0,45 * \text{課税所得} - 17.374,99$

課税所得が60,000ユーロの場合、上記計算方法のd)が使用される：

$$0.42 \times 60,000 - 9,136,63 = 16,063.37 \text{ユーロとなる}$$

参照：<https://www.bmf-steuerrechner.de/ekst/eingabeformekst.xhtml>

3. 税率の決定・税額調整

申告形態に関して

原則的な申告形態

- 個別申告(Einzelnveranlagung) : 納税者単独の申告

夫婦での申告形態

- 夫婦合算申告(Zusammenveranlagung) : 両者の所得を合算して申告を行う
 - 夫婦個別申告(Einzelnveranlagung) : 両者の所得を合算せず、別々に申告する
- 夫婦の申告形態は法的オプションであるが、通常は合算申告が選択されるケースが一般的(税制上有利)

夫婦合算申告の条件

- 法的に有効な夫婦である
- 両者共に無制限納税義務者である(つまり基本的に両者ともにドイツ居住者である)
- 同居している(単身赴任の駐在員の場合は適用不可)
- 両者共に合算申告を選択

3. 税率の決定・税額調整

累進税率留保（所得税法32b条）

累進税率留保

- 同一暦年内に得た非課税・免税所得は、最終的な税負担率（平均税率）決定のベースとなる年間所得に加算される
- 課税所得自体は増加しないが、より高い税負担率が適用される

➡ 課税の公平性

対象となる所得

- ✓ 一定の社会的補助金（失業手当）
- ✓ 外国源泉の所得（ドイツへ赴任前、ドイツから帰任後に日本で得た給与、賞与など）
- ✓ 国外での賃貸所得など

3. 税率の決定・税額調整

特別所得

特別所得に対する課税軽減

- 長期間に対応する一時的な所得の課税において、累進税率の不利益が除外される（基本は所得税は利益を上げた年度または入金された年度で課税される）

課税方法

- 該当所得の1/5に対する税額が5倍される（1/5ルール、所得税法34条1項）
- 個人事業やパートナーシップ事業売却/終了の場合には、さらに一定条件下で非課税枠（所得税法16条4項）軽減税率（平均税率の56%、所得税法34条3項）の適用も可能

適用対象所得

- 事業の売却益
- 所得消滅に対する補償金
- 長期間に対応する報酬

3. 税率の決定・税額調整

税額調整

税額調整

- 二重課税の場合の外国税額控除
- 予納済み税額の控除
- 児童手当（Kindergeld）受給（資格）金額の加算と児童控除の考慮など

家事、職人サービス費用の控除

- 家事（掃除、料理など）およびケア（子供、老人、病人障害者など）に関する費用を税額から控除
 - ➡ Mini Job 雇用の場合：費用の20%、最高510 Euro
 - ➡ それ以外の雇用またはサービス：費用の20%、最高 4,000 Euro
- 修理、改装などの職人サービス費用の控除
 - ➡ 費用の20%、最高1,200 Euro
- 追加条件として
 - ➡ サービスに対する請求書の提示
 - ➡ 代金の銀行送金（現金による支払いは不可！）

3. 税率の決定・税額調整

税額調整

児童手当（Kindergeld）と児童控除の関係

- ✓ 児童手当は、児童控除から得られる税還付の前受である
- ✓ 所得税申告では児童控除から得られる税還付が児童手当を上回る場合、追加の還付が得られる（またはそれに満たない場合、児童手当はそのまま納税者のもとに留まる）

児童手当（Kindergeld）

	第1子と第2子		第3子		第4子以降	
	月次	年次	月次	年次	月次	年次
2021年	€ 219	€ 2628	€ 225	€ 2700	€ 250	€ 3000
	例外的に児童一人当たり150ユーロの追加支給あり					

児童控除

	児童控除額		育児、教育に関する控除	
2021年	月次	年次	月次	年次
シングルで養育	€ 227.50	€ 2730	€ 122	€ 1464
両親で養育	€ 455	€ 5460	€ 244	€ 2928



課税対象所得

4. 課税対象所得

○ 課税標準 = 課税対象所得

○ 課税対象所得の計算方法は？

○ ステップごとの損失の相殺方法に関して

○ 給与所得から控除できる必要費用は何か？

○ 資本投資所得の考え方

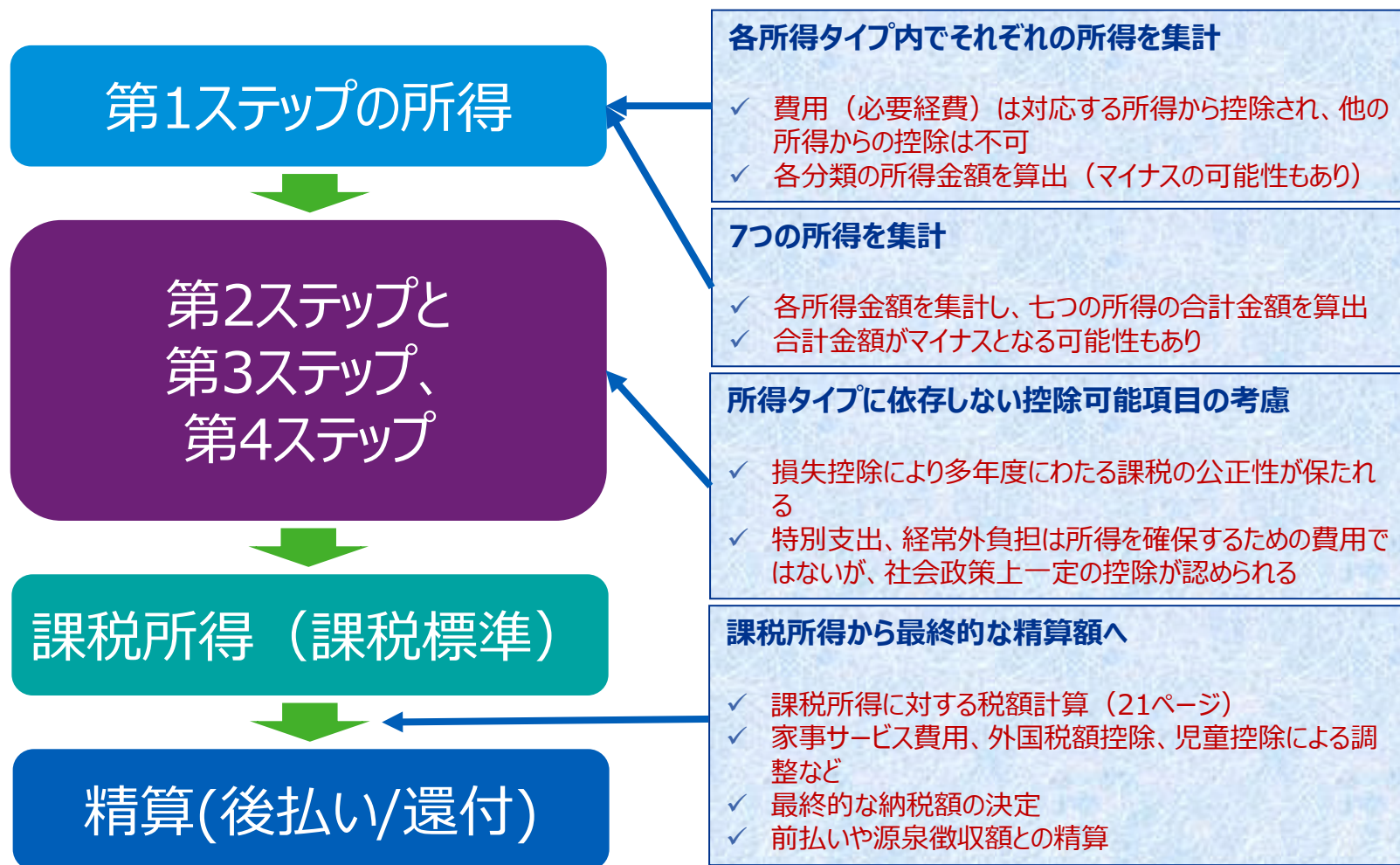
○ 所得タイプに依存しない費用で控除が認められるのは？

4. 課税対象所得

課税所得算出までのステップ°（一部省略あり）



4. 課税対象所得



4. 課税対象所得

給与所得における必要経費について（第1ステップ）

前提条件：給与所得に関連する必要経費は、給与所得からしか控除できない！

- ✓ 非独立的労働からの所得（給与所得）に対して定額控除1,000ユーロ（既に源泉徴収段階で考慮済み）、但し、必要経費が1,000ユーロを超過する場合には、その金額がさらに必要経費として控除可能、**2022年度に関しては現在『2022年度租税軽減法草案』にて1,200ユーロへの引き上げを検討中**
- ✓ 業務上の理由による引越荷物費用ならびに旅費交通費
- ✓ 業務上の理由によるドイツ赴任関連経費
- ✓ 二重家計控除（家賃に関しては2014年より1,000ユーロまで非課税）
- ✓ 通勤費用
- ✓ ホームオフィス定額控除（1日5ユーロ、年間600ユーロまで、2020年、2021年限定）、**現在『新型コロナウイルスに係る税制上の第4次支援法案』にて2022年の適用を討議中**
- ✓ 業務関連の研究費・書籍代
- ✓ 語学レッスン費（本人分のみ）
- ✓ 給与振り込みのための銀行の口座手数料など

4. 課税対象所得

資本投資所得について（第1ステップ）

利息・配当金・有価証券売買益等の利益への課税（資本収益税）

- ✓ 25%の分離課税が基本（さらに連帯付加税）
- ✓ 銀行等により源泉徴収される
- ✓ 年度末に資本収益税の源泉徴収証明書が発行される

資本収益税の特徴

- ✓ 一定の非課税枠 801ユーロ（配偶者と合算課税の場合、1,602ユーロ）
- ✓ 非課税枠の利用は事前に銀行へ申請が必要（複数の銀行で按分して利用も可能）
- ✓ 納税は源泉徴収により基本的には完了
- ✓ 所得税申告で申請により税額の調整も可能（他の所得と合算し、どの方法が税率上有利か判断される）

4. 課税対象所得 損失の相殺（第1ステップ）

水平的損失相殺

- 同一分類の所得内で、マイナス所得をプラス所得と相殺する
- 結果として、ある分類の所得がマイナスになる可能性もある

垂直的損失相殺

- ある所得分類のマイナス所得を他の分類のプラス所得と相殺する
- 結果として、七つの所得分類の所得合計がマイナスになる可能性もある
- その場合には、他年度のプラス所得と相殺（損失控除）

損失相殺の制限

- 特定の所得に関しては、損失相殺が制限される
- 資本投資所得の損失は他分類の所得との相殺は不可
- 株式の売却損は、他の株式の売却益とのみ相殺可能

4. 課税対象所得 損失控除（第3ステップ）

七つの所得の合計がマイナスの場合

- 当年度は課税なし
- 損失または損失繰越

損失繰戻 (Verlustrücktrag)

- 前年へのみ繰戻し可能（前年度の課税所得を減額 = 前年度の所得税の還付）
- 損失は1,000,000 / 2,000,000ユーロ（夫婦合算申告）まで繰戻し可能（コロナの影響により2020年度、2021年度は上記の金額が引き上げられている）

損失繰越 (Verlustvortrag)

- 翌年度以降に繰越す（期限なし）
- 繰越年度における相殺の制限
1,000,000 / 2,000,000ユーロ（夫婦合算申告）までは無制限に相殺可能、それを超える課税対象所得のうち60%まではさらに相殺可能（40%は課税される = 最低課税）
- 残りは繰越損失として翌年へ繰り越される

4. 課税対象所得

特別支出について（第3ステップ）

特別支出は、必要経費とは異なる、いわゆる個人的な支出で、以下に掲げる費用が特定されない場合には、定額控除として36ユーロ（夫婦合算 72ユーロ）が認められている

- ✓ 特定の保険料の支払（社会保険料や個人の生命保険料、傷害保険料など）
- ✓ 離婚や別居のための生活扶助費 13,805ユーロが上限
- ✓ 教育やスポーツ、習い事を含まない育児サポート費用の2/3まで（上限4,000ユーロ）
- ✓ 新たに職業に就く為の専門教育・研修費 6,000ユーロが上限
- ✓ 子供の授業料（日本人学校、インターナショナル・スクールなど）の30%（5,000ユーロが上限）
- ✓ 寄付金（寄付先や金額に制限あり、個人の場合は政治団体への寄付も認められる）
- ✓ 教会税（実額）など

4. 課税対象所得

通常外負担控除について（第3ステップ）

- ✓ 所得や財産の状況、および家族構成が似通った大多数の他の納税者に比べて、不可避と考えられる過大な負担が発生した場合、許容負担額を超える部分を課税所得から控除することができる（例：天災や盗難による損害、医療費、離婚に際しての慰謝料支払など）
- ✓ 許容負担額は、児童の人数ならびに家族構成に応じて所得金額の1～7%となっており、これを超過する部分につき控除が認められる

年間所得	15,340ユーロ以下	51,130ユーロまで	51,130ユーロ超
個別申告（子供無し）	5%	6%	7%
合算申告（子供無し）	4%	5%	6%
合算申告（子供1-2人）	2%	3%	4%
合算申告（子供3人以上）	1%	1%	2%

4. 課税対象所得

通常外負担控除について（第3ステップ）

下記の費用項目は、上記許容負担額に関わりなく、一定額までの控除が認められる（一部紹介）

- ✓ 扶養控除 9,744ユーロ（2021年度）が上限（扶養者の所得、財産、居住地などが影響する）
- ✓ 教育費控除 18歳以上の子供が両親と別居している場合、924ユーロ
- ✓ 身体障害者控除 障害度に応じて310ユーロから1,420ユーロまで
- ✓ 上記以外の身体障害者控除など



所得税申告

5. 所得税申告



所得税申告は行わなければならないのか？

駐在員として所得税申告を行う意義は？

国外の所得であっても申告すべきか？

申告はいつまでに済ませるべきか？

申告のプロセスは？

5. 所得税申告

所得税申告について

給与所得以外の所得を得ている者の場合、所得税申告により初めて課税所得が確定し、最終的な個人の税額の査定が行われる

駐在員の場合、それ以外にも赴任年度や帰任年度には、年間総所得による税負担調整が必要なため申告義務が生じる

申告の必要性

給与所得者も給与所得以外の様々な所得を得ている場合（例えば賃貸所得や資本投資所得など）、暦年終了後に、当該年度の全所得を合算し正確な所得税額を確定させるために、所得税申告を行わなければならない

2021年より**申告方式が電子申告のみ**となるが、それ以前の年度の申告に関しては引き続き申告用紙を利用した紙での申告も受け入れられる

費用等の証明書類の提出は必要ではなくなったが保存義務や税務署の要求に応じて提示の必要はある

5. 所得税申告

所得税申告義務（所得税法46条2項）

非独立的労働からの所得（給与所得）以外に所得のない者でも、以下の場合
は所得税申告を行わなければならない（一部紹介）

- ✓ 対象暦年内に開示すべき赴任前給与・ボーナス（赴任時）あるいは帰国後給与・ボーナス（帰国時）がある場合（累進税率留保）
- ✓ 日本に残した家屋からの家賃収入がある場合（累進税率留保）
- ✓ 日本で支払われた役員報酬がある場合（外国税額控除）
- ✓ 410ユーロを上回る源泉徴収を受けていないアルバイト収入や給与収入がある場合
- ✓ 夫婦合算申告のケースで、夫婦ともにドイツで給与収入があり税クラスIIIとVを選択している、もしくは税クラスIVでファクター制度を利用している場合
- ✓ 賃金税減額申請（Antrag auf Lohnsteuer-Ermäßigung）が行われており給与計算の際に前もって必要経費が考慮されている場合など

5. 所得税申告

日本人駐在員にとっての個人所得税申告

所得税申告では、源泉徴収段階で考慮されなかった**必要経費**（Werbungskosten）、**特別支出**（Sonderausgaben）、**通常外負担**（außergewöhnliche Belastungen）等を考慮することができるため、ネット給与保証の場合、**会社経費節減の為に還付申請を行う事が大切！**

日本人駐在員の場合、**ネット給与保証**が一般的なので、所得税の還付は会社へ戻されることになる。**個人から会社への返金**が証明されると、所得税還付は**マイナス所得**としてプラス所得との相殺が可能となる

会社へ返金された個人所得税の還付は、返金が行われた月にマイナス給与として給与計算に反映させることも、また、その年度の所得税申告でマイナス給与所得としてプラス給与所得と相殺させることもできる

5. 所得税申告

申告期限について（租税通則法149条）

- ✓ 翌年の7月31日までに個人の居住地の管轄税務署に申告
- ✓ 有資格者(税理士等)により申告書が作成される場合、提出期限が翌々年2月末まで延長される
- ✓ 申告期限内に申告をせず、または、税務当局によって、無申告を理由とする推定に基づく査定が行われた場合、25,000ユーロ を上限とし、納付税額の 0～10%がペナルティーとして課される（租税通則法152条）ペナルティーを課すか否か、また、ペナルティーの額は、税務当局の裁量に委ねられる

コロナウイルスによる影響

	<u>個人による申告期限</u>	<u>専門家による作成時の申告期限</u>
2020年	2021年10月31日	2022年5月31日（2022年8月末？）
2021年	2022年7月31日 （2022年9月末？）	2023年2月28日 （2023年6月末？）

現在進行形の『新型コロナウイルスに関わる税制上の第4次支援法案』に申告期限延長が含まれている

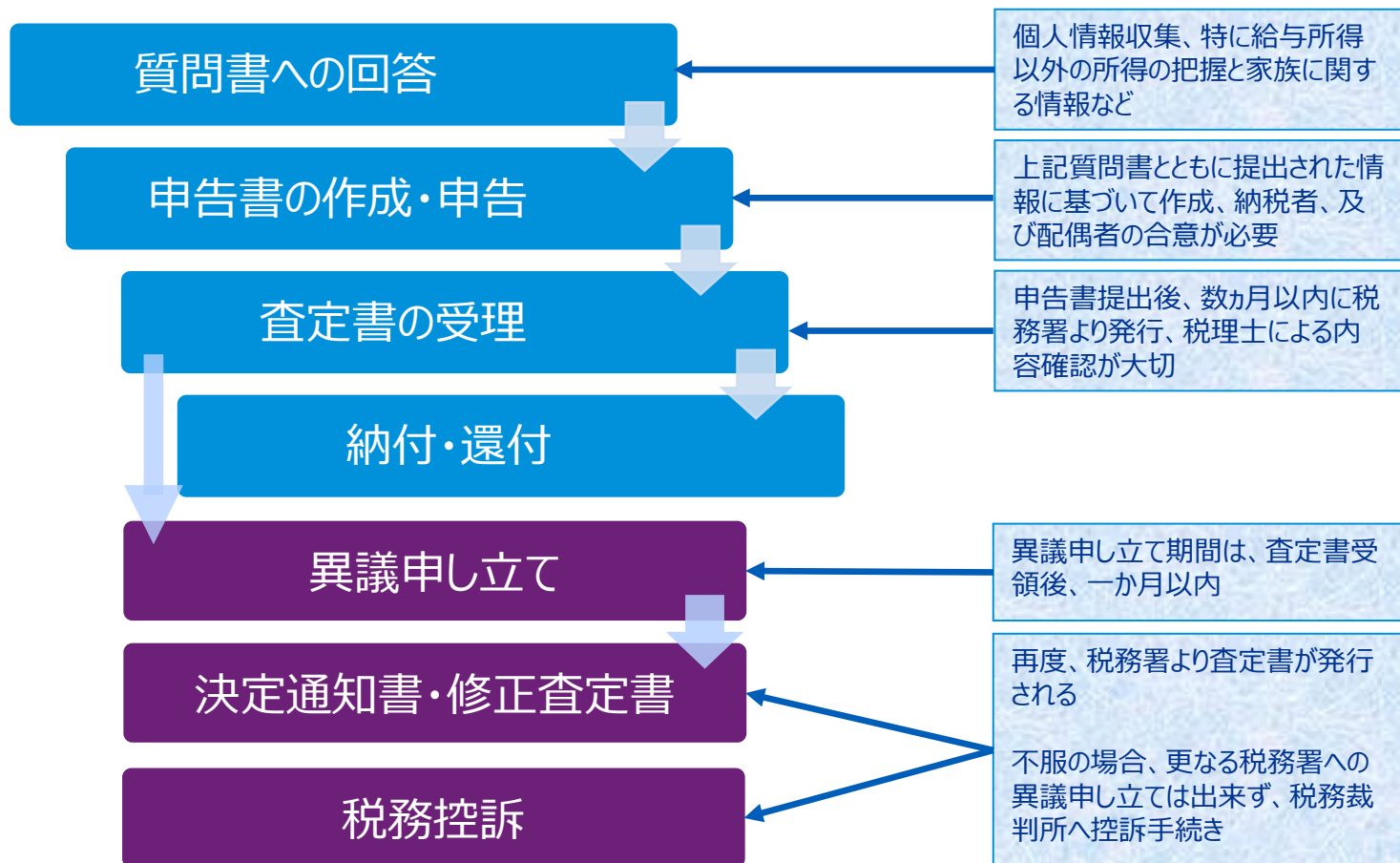
5. 所得税申告

納付期限について

- ✓ 申告書の提出によって管轄税務署は所得税の査定を行い、査定通知書を発行
- ✓ 納付期限は、査定通知書に明記されている（通常、査定通知書の日付の3日後から数えて1カ月以内が納付期限とされる）
- ✓ 納付期限に間に合わない場合には、納付税額に対して月1%のペナルティーが課される。この場合、納付が1日遅れた場合でも月1%のペナルティーが課される点に注意
- ✓ 予定納付(所得税前納)は、前年度の納税額や見積に基づき、源泉徴収されない所得に対して予納査定書が発行され、四半期毎に支払う。支払期限は3月、6月、9月、12月の各月10日まで

5. 所得税申告

申告・納付のプロセス（一般的な会計事務所での例）





その他の問題点

6. その他の問題点

ドイツで源泉徴収の対象とすべき所得

ドイツ赴任日より以下の給与所得を給与計算担当者へ通知

- ✓ ドイツ給与、フリンジ・ベネフィット
- ✓ 日本給与（社会保険個人負担分を含む）⇒ 赴任した日からの部分が課税対象
- ✓ 日本給与のうち“所得税相当額”は除外する
- ✓ 日本本社によって支払われたフリンジ・ベネフィット
- ✓ ドイツ赴任後に支払われた日本ボーナス総額 ⇒ 源泉徴収の対象はその内ドイツ勤務期間分のみ（次ページ参照）
- ✓ 帰任後に支払われたボーナス総額 ⇒ ドイツ勤務期間が含まれる場合（次ページ参照）
- ✓ その他、現在の業務に関係して得たフリンジ・ベネフィット（第三者からも含む）

6. その他の問題点

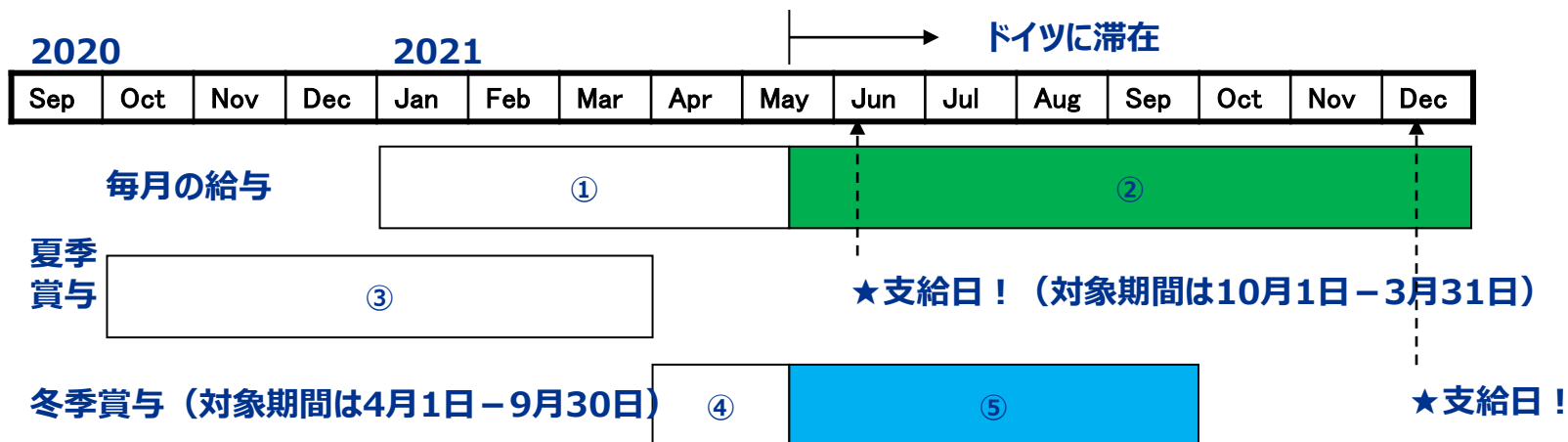
日本人駐在員の日本支給ボーナスの課税問題

ドイツ赴任前の給与・ボーナス、及び帰任後のボーナス

- ✓ ドイツで直接課税対象となるわけではないが、年度中に赴任した駐在員は、当該年度の赴任直前までの所得も個人所得税申告担当者へ連絡する必要がある（累進税率留保）
⇒ 給与計算では加味しないが個人所得税申告で必要
- ✓ ドイツ勤務中（ドイツ滞在中）に支払われたボーナスは課税対象か否かに関係なくドイツ給与計算担当者に通知されなければならない
⇒ 課税 or 非課税の判定は専門家に任せる
- ✓ ボーナスは支払われた場所、日時に関わらず、ドイツ駐在期間に関わる部分は課税対象であり、支払われた年度に源泉徴収の対象
- ✓ 帰任後に支払われたボーナスには注意が必要
⇒ ドイツ駐在期間に関わる部分は、支払われた月にドイツで源泉徴収（制限納税義務）

6. その他の問題点

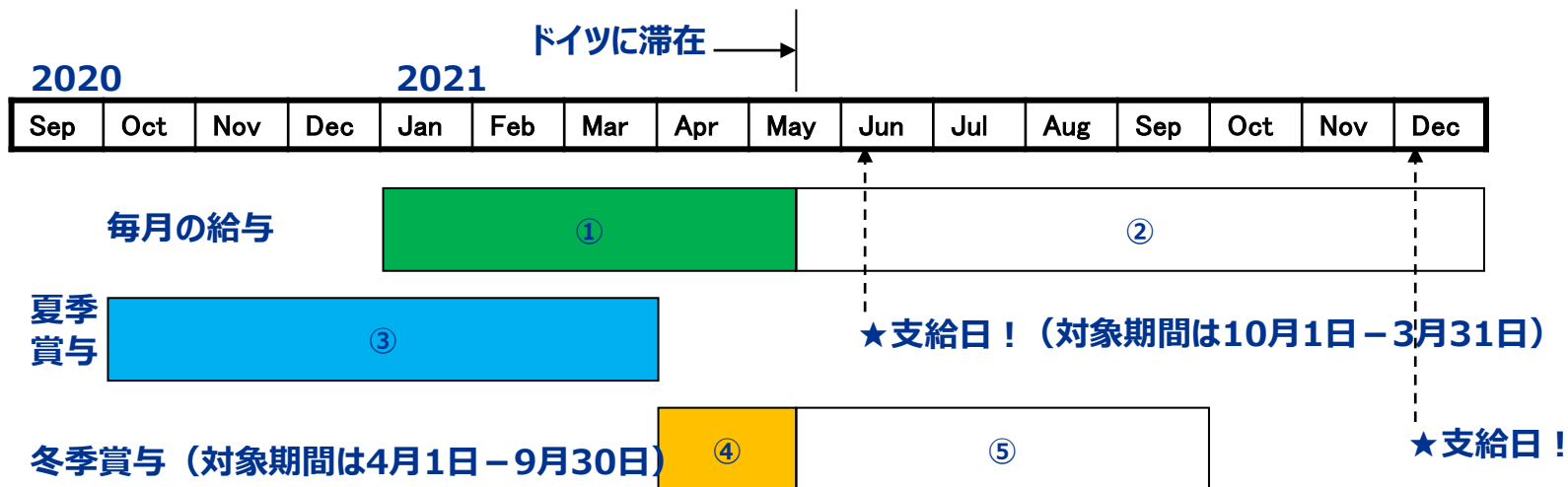
着任年度の扱い（2021年5月15日着任）



毎月の給与2021 （毎月末に支給）	①	1月1日から5月14日までの給与	非課税だが累進税率保留
	②	5月15日から12月31日までの給与	課税対象
夏季賞与2021 （6月10日に支給）	③	2020年10月1日から2021年3月31日に対応する金額	非課税だが累進税率保留
冬季賞与2021 （12月10日に支給）	④	4月1日から5月14日に対応する金額	非課税だが累進税率保留
	⑤	5月15日から9月30日に対応する金額	課税対象

6. その他の問題点

帰任年度の扱い（2021年5月15日帰任）



毎月の給与2021 （毎月末に支給）	①	1月1日から5月14日までの給与	課税対象
	②	5月15日から12月31日までの給与	非課税だが累進税率保留
夏季賞与2021 （6月10日に支給）	③	2020年10月1日から2021年3月31日に対応する金額	課税対象
冬季賞与2021 （12月10日に支給）	④	4月1日から5月14日に対応する金額	課税対象
	⑤	5月15日から9月30日に対応する金額	非課税だが累進税率留保

6. その他の問題点

帰任年度の扱い（2021年12月15日帰任）



毎月の給与2021 （毎月末に支給）	①	1月1日から12月14日までの給与	課税対象2021
	②	12月15日から12月31日までの給与	非課税だが累進税率保留2021
夏季賞与2021（6月10日支給）	③	10月1日から3月31日の全額	課税対象2021
冬季賞与2021（12月10日支給）	④	4月1日から9月30日の全額	課税対象2021
夏季賞与2022（6月10日支給）	⑤	2021年10月1日から12月14日の金額	2022年に課税対象！！
	⑥	2021年12月15日から2018年3月31日に対応する金額	非課税（非居住者）

6. その他の問題点

日本親会社の役員報酬の取り扱い

日本本社の役員がドイツ現地法人の取締役を兼任

日独租税条約第15条

ドイツの居住者として、日本法人の役員の資格で取得する役員報酬に対しては、引き続き日本で課税できる（される）

- ✓ 日本の法人税法上、**役員と判定される人**が対象（執行役員など注意が必要）
- ✓ 役員報酬に対しては**日本が課税権を持つ**為、日本の税法に基づき日本で課税される（非居住者として日本で分離課税）
- ✓ 課税権は基本的に日本にあるが、二重課税回避の方法が**外国税額控除**である（ドイツでも課税した上で、日本での納税額が考慮される）

6. その他の問題点

長期出張者の取り扱い 183日ルール

本社の出張者がドイツに長期間滞在

- ✓ 基本的に、居住地国（日本）は居住者（出張者）の全世界所得に対する課税権を持つ（居住者の無制限納税義務）
- ✓ 日独租税条約第14条（1）の内容：「給与所得の課税権は原則的に勤務地国（ドイツ）が持つ」（勤務地国課税）
- ✓ ただし、同第14条（2）の内容：「次の3条件が同時に満たされる場合には、居住地国（日本）で課税される」（183日ルール＝短期滞在者免税）

- 1) ドイツでの滞在が183日を超えない（暦年ではない）
- 2) 報酬（給与）はドイツ居住者ではない雇用主（例：日本の本社）により支払われる
- 3) 報酬（給与）は日本の雇用主がドイツに保有する恒久的施設（本社のドイツ支店等）により負担されない

⇒ 183日を超えるドイツ出張は暦年に関係なく6ヶ月を超えるドイツ滞在として、ドイツ居住とみなされ、居住地判定の問題が起こる

⇒ 滞在許可、労働許可の問題もあり

6. その他の問題点

その他

- ✓ 子供手当（キンダーゲルト）と児童控除の関係
- ✓ 日本での賃貸所得
- ✓ 日本でのその他の所得
- ✓ 給与所得における源泉徴収と個人所得税の前納
- ✓ EU域内もしくは他国のグループ企業での役員の兼任
- ✓ 日本出張にともなう日本給与の国外所得免除の実態



Thank you

Contact

Kenichi Koyama (神山健一)

Senior Manager, TAX
Corporate Tax Services
Global Japanese Practice
T +49 69 9587 1909
kkoyama@kpmg.com

KPMG AG

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
THE SQUAIRE, Am Flughafen
60549 Frankfurt/M

Kazuhisa Adachi (足立和久)

Senior Manager
Global Japanese Practice

T +49 89 9282 1072
kazuhisaadachi@kpmg.com

KPMG AG

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
Ganghoferstrasse 29
80339 München



www.kpmg.de/socialmedia

www.kpmg.de

Die enthaltenen Informationen sind allgemeiner Natur und nicht auf die spezielle Situation einer Einzelperson oder einer juristischen Person ausgerichtet. Obwohl wir uns bemühen, zuverlässige und aktuelle Informationen zu liefern, können wir nicht garantieren, dass diese Informationen so zutreffend sind wie zum Zeitpunkt ihres Eingangs oder dass sie auch in Zukunft so zutreffend sein werden. Niemand sollte aufgrund dieser Informationen handeln ohne geeigneten fachlichen Rat und ohne gründliche Analyse der betreffenden Situation.

© 2022 KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, a corporation under German law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public